

第1回 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和2年12月17日(木) 午前10時から11時15分まで
開催場所	港北区役所4階1号会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 西田 ちゆき (法政大学助教)</p> <p>委員 飯島 伸博 (中小企業診断士)</p> <p>岡本 忠亮 (あみねっと代表)</p> <p>加藤 修 (社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会会長)</p> <p>加藤 良一 (港北事業者連絡会“ガンバ港北”副会長)</p> <p>川原 裕美子 (港北区主任児童委員連絡会代表)</p> <p>永野 和子 (港北区民生委員児童委員協議会副会長)</p> <p>福松 美代子 (港北区保健活動推進員会会長)</p> <p>宮田 寿雄 (高田町連合町内会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>港北区福祉保健課長 秋元 秀臣</p> <p>港北区福祉保健課事業企画担当係長 秋山 直之</p> <p>港北区高齢・障害支援課長 中村 秀夫</p> <p>港北区高齢・障害支援課高齢者支援担当係長 大澤 規美子</p> <p>港北区福祉保健課事業企画担当 篠 沙織</p>
欠席者	無し
開催形態	公開(傍聴者なし) ※ただし、議題2以降は非公開
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 公募要項について 3 選定基準等について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回指定管理者選定委員会は、公募要項及び選定基準等については非公開とする。第2回指定管理者選定委員会は、応募法人の面接審査及び審査・選定のいずれも非公開とする。 2 公募要項については、事務局案のとおりとする。 3 選定基準等については、評価基準項目の「4施設の管理運営(3)災害に対する取組(イ)災害に備えるための取組」に「感染症」を追加し、配点を15点とする。
議事	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>(事務局)</p> <p>会議の公開・非公開の考え方について、事務局案を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募法人に対する公平性を保つため、第1回選定委員会の「公募要項について」及び「選定基準等について」は非公開。第2回選定委員会での応募法人への面接審査及び審査・選定のいずれも非公開とする。

(委員長)

特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

2 公募要項について

(事務局)

ケアプラザの概要を説明。選定スケジュール及び公募要項について、事務局案を説明。

(委員長)

特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

3 選定基準等について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準項目案

- ・公募要項 17 頁に記載のとおり。

○採点方法

- ・評価項目 1～6 の評価は 5 段階で行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。評価項目 7 (1) 前期の事業実績については、-10～15 の任意の点数、(2) 過去 3 年の非常勤職員充足率については、満たしているか否かで「-5 点」または「0 点」の 2 段階評価とする。
- ・財務状況については、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有する。財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。
- ・前期の指定管理業務の実績については、事務局で作成した実績報告書を基に、団体から提出された計画書を参考にして採点を行う。

○審査方法

- ・応募書類による事前の書類審査とヒアリング（面接審査）を行う。
- ・ヒアリングは法人名を伏せて行う。ただし、応募法人が 1 法人のみの場合は、法人名を明らかにすることも可とする。
- ・応募法人判明後、法人との利害関係がないことの確認を行い、利害関係が認められた場合、その委員は当該ケアプラザのヒアリング及び審査は除外する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体の場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため最低制限基準を設定する。
- ・5段階評価の場合、「3」が中間点で60%であるため、満点（前期の指定管理業務の実績を除く。）の60%を最低制限基準とする。

○指定管理者の候補者の決定

- ・評価の結果、合計得点の高い順に指定候補者と次点候補者とする。
- ・同点1位の場合は、その法人を対象とし、委員の多数決により決定する。なおも決まらない場合は、委員長判断とする。
- ・応募法人が1法人の場合でも、最低制限基準に満たなかった場合は選定されず、再公募を行う。

（委員）

感染症に対する取り組みについても伺いたいので、評価基準項目の「4施設の管理運営(3)災害に対する取り組み(イ)災害に備えるための取組」に「感染症」を追加し、配点を15点にして、ウエイトを上げるというのは可能か。

（事務局）

追加は可能である。(イ)の文章の「災害」を「災害や感染症」として、配点を10点から15点に上げるということによろしいか。

他の委員の皆様のご了承いただければ追加する。

（委員）

異議なし。感染症対策をしっかりと取り組んでいる施設もあるので、意識的にどのように取り組んでいるか分かれば良いと思う。

（委員）

昨年度の選定の時は、各ケアプラザに対して応募が1法人のみだったが、過去には複数の法人が競合したことはあるのか、もしくはほとんどの場合が1法人のみの応募なのか。選定委員会というより、評価委員会に近いように感じるが、状況を教えてほしい。

（事務局）

市内地域ケアプラザの5年に一度の選定において、複数の法人からの応募があったケースは非常に少ないと聞いている。港北区でも、昨年度の港北区6地域ケアプラザの選定では、1法人のみと応募が非常に少なくなっている。

（委員長）

ケアプラザの運営は非常に難しいと思う。地域包括支援センターという多忙な業務を抱える機関の運営に加え、地域住民を対象に建物を活用して様々な活動を運営していくという業務もあるので、それを担おうという事業者が複数出てこないというのが現状であると思う。より多くの事業者が応募してくるような条件作りに今後も努めていただきたい。

それでは、評価基準項目「4施設の管理運営」については、「(3)災害に対する

	<p>取り組み(イ)災害に備えるための取組」に「感染症」を追記し、配点を15点とすることとし、その他の事項について、公募要項及び応募関係書類案のとおりの内容で公募を行うということで、よろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>(2) 横浜市港北区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(3) 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(4) 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュールについて</p> <p>(5) 指定管理者公募要項及び応募関係書類 (案)</p> <p>(6) 横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者の選定基準について</p> <p>(7) 「財務状況」及び「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法 (案) について</p> <p>(8) 【参考資料】地域ケアプラザ</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和3年4月中旬に開催予定。(開催場所等は、後日連絡する。)</p>